

宿 泊 約 款

国民宿舎サンライズ九十九里

本約款の適用

第1条 当国民宿舎サンライズ九十九里（以下「サンライズ九十九里」という。）の締結する宿泊約款及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

宿泊引受けのお断り

第2条 サンライズ九十九里は、次の場合は、宿泊のお引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
- (2) 客室に余裕のないとき。
- (3) 宿泊しようとする人が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (5) 宿泊しようとする人が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとする人が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- (7) 宿泊しようとする人が、サンライズ九十九里もしくはサンライズ九十九里従業員に対して暴力的要求行為を行ったとき。
- (8) 宿泊しようとする人が伝染病の疾患又は、精神に異常があると認められるとき。
- (9) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由があるとき。
- (11) 宿泊しようとする人が、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

氏名等の明告

第3条 サンライズ九十九里は、予約の申込みをお引受けするに当たり、その予約申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、職業（勤務先）
- (2) その他サンライズ九十九里が、必要と認めた事項。

予約金

第4条 サンライズ九十九里は、予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、予定利用料を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

- 2 前項の予約金は、次条に定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第5条 予約の申込者が予約の全部又は一部をキャンセルする際は利用日を除く7日前（15名様以上は10日前・50名様以上は30日前）から違約金をいただきます。

- 2 サンライズ九十九里は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日午後8時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その予約は申込者より解除されたものとして処理することがあります。

- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしなかったことが、列車、バス等公共の運輸機関の不着、遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが明らかなきときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 サンライズ九十九里は、他に定める場合を除くほか、次の場合には予約を解除することがあります。

- (1) 第2条第3号から第11号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第3条によって明告された事項が、故意に歪曲されたと認められたとき。
 - (3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。
- 2 サンライズ九十九里は、前項の規定により、予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第7条 宿泊者は宿泊当日サンライズ九十九里のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、職業、年齢。
- (2) 出発日及び時刻。
- (3) その他サンライズ九十九里が必要と認めた事項。

客室の利用時間

第8条 宿泊者がサンライズ九十九里の客室を利用できる時間は、宿泊当日の午後3時から次の日の午前10時までです。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用時間をこえて客室の利用に応じることがあります。この場合においては、別途追加料金を申し受けます。
- 3 サンライズ九十九里の門限は午後10時とします。

営業時間

第9条 サンライズ九十九里の各施設の営業時間は、次のとおりとします。

- (1) レストラン（2階）
夕食—午後5時30分から午後8時まで。
朝食—午前7時30分から午前9時まで（平日）。
午前7時 から午前9時まで
（日曜・祝祭日・夏季・年末年始）。
昼食—午前11時30分から午後1時30分まで。
 - (2) 売店（1階）
午前7時30分から午後8時30分まで。
 - (3) 入浴（4階）
宿泊当日—午後3時から午前0時まで。
宿泊翌朝—日の出の時刻の30分前から午前10時まで。
- 2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。

利用料の支払い

第10条 利用料等の支払いは通貨又はサンライズ九十九里が認めた有価証券及びクレジットカードにより宿泊者の出発の際、又はサンライズ九十九里が請求したときは、サンライズ九十九里のフロントにおいて精算を行っていただきます。

- 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても利用料等は申し受けます。